

四日市市告示第 27 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成31年 1月 24日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
1	泊追分線	追分二丁目208-11 追分二丁目208-16	6.1	48.4	NO.1
整理 番号	路線名	起点 終点	幅員 (m)	延長 (m)	別添図位番号
2	ときわ12号線	松本一丁目121-4 松本一丁目122-7	6.0	26.7	NO.2